

議事録

第2回食品衛生推進会議

令和6年11月19日（火）

新宿区役所第二分庁舎分館1階会議室

衛生課長	・司会挨拶
所長	・所長挨拶
オブザーバー	・オブザーバー（東京食品新宿総合事務所課長）挨拶
衛生課長	・推進員の出欠状況から会議の成立を報告する。 ・配布資料を確認。 ・以降の進行を座長に依頼。
座長	・本日の議題を説明。 ・「令和6年度上半期の監視報告」について衛生課長に説明を依頼。
衛生課長	・「令和6年度上半期の監視報告」について説明。
座長	・各推進員から質問の有無を確認する。
A 推進員	・販売禁止処分となった食品は何か。
衛生課長	・一件はブラジル産のスナック菓子である。国内で使用が認められていない食品添加物「TBHQ」が検出された。 ・もう一件はオランダ産のイチゴである。農薬「ブピリメート」が基準値を超過して検出された。
A 推進員	・イチゴは冷凍ではなく生鮮なのか。
衛生課長	・生鮮である。国内でいちごが流通しない時期に海外から生鮮で輸入され、ケーキ等に使用される。
座長	・その他質問が無いようなので次に移る。 ・「令和7年度 監視指導計画（素案）」について、衛生課長に説明を依頼。
衛生課長	・「令和7年度 監視指導計画（素案）」について説明。
座長	・各推進員から質問の有無を確認する。

議事録

第2回食品衛生推進会議

令和6年11月19日（火）

新宿区役所第二分庁舎分館1階会議室

座長	・紅麹の問題について、食品衛生法との関連はあるのか。
衛生課長	・今回問題となった食品は、機能性表示食品に該当する。区内で発生した患者の調査や、区内の販売店舗に対し店頭から下げるよう指導した。 ・食品衛生法施行規則が改正され、機能性表示食品等の健康被害情報の報告が義務付けられた。
座長	・新聞やネット等で掲載されている、「ひざの痛みを軽減する」等の健康食品も食品の部類に入るのか。
衛生課長	・薬でないものはすべて食品に分類されるという考え方である。健康食品はタブレットやカプセル等の形状をしているため薬のように捉えられがちだが、法的な位置づけでは食品である。
座長	・その他質問が無いようなので、次の議題へ移る。 ・今後の計画策定までの流れの説明を衛生課長に依頼する。
衛生課長	・計画策定までの予定を説明する。
座長	・計画案策定後、ご意見があれば提出をお願いする。 ・続いて各推進員より情報提供をお願いする。
A 推進員	・通販の食品表示のチェックをしているが、ジビエ製品が増えている。
B 推進員	・外資系企業の HACCP 認証取得の手伝いをしている。 ・製造した食品の期限表示の根拠について、保健所ではどのように指導しているのか。
食品監視第一係長	・一般的には検査を行ったうえで期限を設定することが望ましいが、検査の実施が困難な業者に対しては消費者庁のガイドラインを示している。
C 推進員	・従業員教育で、消費者庁の外出・中食における食物アレルギーに関する動画を活用した。 ・繁忙期の12月は従業員の生肉や生卵等の喫食を制限している。 ・自治体職員の HACCP に関する指導のブレを感じた。

議事録

第2回食品衛生推進会議

令和6年11月19日（火）

新宿区役所第二分庁舎分館1階会議室

D 推進員	・カフェやホテルチェーン、レストラン等の衛生点検を行っている。各社 HACCP に沿った衛生管理に取り組んでいた。
E 推進員	・自所属で保健所の立ち入り検査があり、ATP 検査で器具類の洗浄状況を改めて確認することができた。
F 推進員	・組合内は小規模店舗が多く、HACCP の啓発に苦慮している。 ・外国人観光客が戻り、路上で営業する店舗が増えている。
座長	・保健所から意見はあるか。
衛生課長	・ハロウィン時のパトロールについて報告。期間及び地域限定であるが、条例で路上飲酒を禁止した。
座長	・続いて保健所からの報告を依頼。
衛生課長	・保健所の普及啓発活動を報告。 ・食品衛生推進講習会への参加を依頼。 ・推進活動費についての支払いについて説明。 ・これで令和6年度第2回新宿区食品衛生推進会議を終了する。